

第3回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年3月27日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和7年3月27日(木) 午後2時00分～午後3時01分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(16人) 会長:16番 興野 礼子 職務代理者:8番 黒須 明 委員:1番 大窪 克美、3番 中村 東、4番 堀江 恒夫、5番 川上 恵、7番 荒井 喜代子、9番 奥畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、18番 大野 悟、19番 大野 寛文 4. 欠席委員(1人) 6番 小口 久男 5. 出席推進委員(3人) 3番 檜山 正人、14番 寺島 京子、24番 水上 洋一 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 追加日程第2 報告第1号 職員の任免について 追加日程第3 報告第2号 那須烏山市農業委員会調査区域の変更について 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第6 議案第3号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第7 議案第4号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第8 議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第283号)の承認について 日程第9 議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画(第284号)の承認について 日程第10 議案第7号 令和7年度農作業標準賃金の設定について 日程第11 議案第8号 畑地化促進事業に係る事業実施について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 森林 浩之、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 課長補佐 江守 浩史	
事務局長(森林)	ただいまから令和7年第3回総会を開会いたします。初めに、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(興野)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(森林)	本日は、6番 小口 久男 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会

(事務局長(森林))	長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長にお願いいたします。
会長(興野)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(森林)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長(森林)	< 経過報告を朗読、2月総会において議決を行った「那須烏山市農業委員会農地移動適正化あっせん基準」について 栃木県からの指導により修正及び再提出した旨を説明 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 8番 黒須 明 委員、9番 奥畑 智子 委員にお願いいたします。なお、今日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、追加日程第2 報告第1号 「職員の任免について」 の報告書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(中山)	< 報告第1号 報告書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局長(森林)	< 人事異動に伴う説明 >
議長	報告が終わりましたので、この件について何かご質問等ありましたらお願いいたします。

議長	< 質疑なし > ご質問等ないようですので、次に進みます。 次に、追加日程第3 報告第2号 「那須烏山市農業委員会調査区域の変更について」 の報告書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 報告第2号 報告書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局長（森林）	< 17番 橋本 幸雄 委員の担当地区であった「藤田・三箇地区」について、「三箇地区」が6番 小口 久男 委員、「藤田地区」が13番 滝 薫 委員に変更となる旨を説明 >
議長	6番 小口 久男 委員、13番 滝 薫 委員、よろしくお願ひいたします。 次に、日程第4 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、1番 大窪 克美 委員。整理番号2・3番、5番 川上 恵 委員。整理番号4番、18番 大野 悟 委員。整理番号5番、3番 中村 東 委員。
1番 大窪 克美 委員	3月24日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ。農業従事年数及び農業形態、約30年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田33a、畑48a、計81a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
5番 川上 恵 委員	3月24日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第

(5番 川上 恵 委員)	1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、そば。農業従事年数及び農業形態、約47年。第1種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約0.4km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田78a、畑39a、計117a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 3月24日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、親族、いここ。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、そば。農業従事年数及び農業形態、約30年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約0.4km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田19a、畑14a、計33a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
18番 大野 悟 委員	3月17日、担当推進委員、代理人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、デントコーン。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田36a、畑282a、計318a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
3番 中村 東 委員	2月総会で継続審議となった案件について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、農産物の生産、加工及び販売。農産物の貯蔵及び運搬。昨年11月に立ち上げたばかりなので、これからの予定となります。株主の有する議決権の数、役職及び年間農業従事日数、●●● 1、代表社員、年間90日。●●● 1、業務執行社員、年間150日。農業関係者の議決権の割合、100%。農業関係者が総議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が役員の過半を占める。農機具・家畜の保有状況、なし。取得地への通作距離、約159km、●●●にある本社が

(3番 中村 東 委員)	らの距離。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、合同会社で主たる事業が農業であること、農業関係者が総議決権の過半を占めること、役員の過半が農業に常時従事する構成員であること、役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること、以上のことから、農地法第2条第3項の要件のすべてを満たしており、「農地所有適格法人」と認められると思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。県の見解も含め、温かく見守るのがいいのかなと思います。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長 14番 寺島 京子 推進委員	推進委員の方で、ご意見等ありますか。 整理番号5番については、許可要件を満たしているので、問題ないと思います。
議長 4番 堀江 恒夫 委員 事務局（大橋）	< 他に意見なし > 調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 整理番号4番について、渡人は存命でしょうか。 申請時点では存命でしたが、申請後、総会前に亡くなられたようです。
議長	< 他に質疑なし > ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第5 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。

事務局（中山）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、14番 大森 浩之 委員。
14番 大森 浩之 委員	3月25日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が宅地・畑、南が道を挟んで畑、北が宅地。同意書、一部あり。隣接土地所有者に事業説明済みであり特に意見なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,495㎡、うちフェンス内約964㎡。転用面積、1,495㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。13年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル169枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、最大出力92.95kW、年間発電量約9万9千kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付けあり。事業着工の時期、令和7年5月1日から令和7年8月31日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済み、令和7年1月29日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済み、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	●●●地区担当 1番 大窪 克美 委員、何かありますか。
1番 大窪 克美 委員	北から西へなだらかな斜面になっているので、隣接民家に雨水が流れてしまうのではないかと心配でしたが、株式会社●●●が南側と西側の一部に土盛りの工事を行うということでしたので、大丈夫かと思います。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。

議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第5 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第6 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、12番 田澤 稔 委員。
12番 田澤 稔 委員	3月13日に、担当推進委員、代理人と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第3号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成11年6月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約37年以上。申請地は、昭和62年に隣接地（●●●、宅地）に居宅を建築したはずが、令和6年に遺産分割協議に際し測量をしたところ、申請地（●●●）に建築してあることが判明したため、今回の申請に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	推進委員の方で、ご意見等ありますか。
3番 檜山 正人 推進委員	田澤委員の報告のとおり、現状がそのような状況なので、仕方ないと思います。
議長	< 他に意見なし > 調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定すること

(議長)	に、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第3号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。
	次に、日程第7 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(中山)	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、6番 小口 久男 委員は欠席のため事務局から報告。
事務局(大橋)	3月20日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、申請地が立ち入り困難な場所であることから、関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成11年1月 相続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、亡父が養蚕用の桑畑として利用していたが、昭和55年頃に父が養蚕をやめたので、桑の木を伐採して杉や桧の苗を植栽したものの、手入れが不十分で雑木等が繁茂し、現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集团的まとまりのある農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、再生利用が困難な農地。調査の結果、再生利用が困難な農地と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに、ご異議ございませんか。 < 異議なしの声 >

議長	異議なしと認め、日程第7 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。 次に、日程第8 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第283号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局（中山）	議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画（第283号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第283号）については、新規14件、更新22件です。利用権の設定を受ける者17名、利用権を設定する者35名です。利用権の設定面積は、138,760㎡です。令和6年度累計は、1,321,112.54㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和7年3月28日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第283号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第8 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第283号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第9 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第284号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。

事務局（中山）	＜ 議案第6号 議案書の朗読 ＞
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局（中山）	議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画（第284号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「農地中間管理権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。出し手と受け手のマッチングが整っておりますので、「農用地集積計画一括方式」にて、同時に賃借権の設定を行います。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第284号）については、新規4件、利用権の設定を受ける者1名、利用権を設定する者4名、面積4,322㎡です。令和6年度累計は、174,024㎡です。設定内容等の詳細については資料のとおりです。なお、本計画は、令和7年3月28日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第284号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第9 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第284号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第10 議案第7号 「令和7年度農作業標準賃金の設定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	＜ 議案第7号 議案書の朗読 ＞
議長	内容について、事務局から説明させます。

事務局長（森林）	< 別紙（案）により内容説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
4番 堀江 恒夫 委員	2月20日の合同会議で説明のあった一般作業の金額については、栃木県最低賃金の改定に合わせて8,100円とすることを了解しました。ただ、賃借料情報の田の部の旧烏山町境地区の平均額については、参考とする案件が1件しかなかったからといって、その金額をそのまま反映した結果、昨年から3,200円も上がるのはどうなのでしょう。来年は信ぴょう性も考慮し、これほど極端なひらきがないように十分協議いただきたいと思います。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第7号 「令和7年度農作業標準賃金の設定について」 は、別紙（案）のとおり設定することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第10 議案第7号 「令和7年度農作業標準賃金の設定について」 は、別紙（案）のとおり設定することに決定しましたので、（案）を削除してください。 次に、日程第11 議案第8号 「畑地化促進事業に係る事業実施について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第8号 議案書の朗読 >
議長	内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。
農業振興グループ（江守）	< 別紙資料により内容説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >

議長	ただいま上程中の、議案第8号「畑地化促進事業に係る事業実施について」は、「異議なし」として回答すること に、ご異議ございませんか。
議長	＜ 異議なしの声 ＞ 異議なしと認め、日程第11 議案第8号「畑地化促進事業に係る事業実施について」は、「異議なし」として回答 することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 3時 01分 ） 上記会議の顚末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和7年3月27日 議 長 8 番 9 番